

奈良市公報

第 3 0 7 号

平成26年7月前半分

平成27年1月7日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目 次

条 例

- 奈良市税条例等の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例…………… 4
- 奈良市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 5
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例…………… 6

規 則

- 奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 6
- 奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6
- 奈良市火災予防規則の一部を改正する規則…………… 6

告 示

- 一般競争入札の実施（6件）…………… 8
- 道路の区域変更…………… 10
- 道路の供用開始…………… 10
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 10
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 10
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 10
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 11
- 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定…………… 11
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… 11
- 予防接種の実施の一部改正…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 住居番号の設定…………… 12
- 一般競争入札の実施…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 督促状の公示送達…………… 13
- 道路の位置指定…………… 13
- 一般競争入札の実施…………… 13

- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 13
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 14
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 14
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 14
- 町の区域の変更案の公示（3件）…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了…………… 15
- 放置自転車等の保管…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了…………… 15
- 放置自転車等の保管…………… 15
- 奈良市農業委員会定例総会の招集…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了…………… 16
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 16
- 公有財産の売払い…………… 16
- 一般競争入札の実施…………… 17
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 17
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出…………… 17
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 17
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 18
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 18
- 放置自転車等の保管…………… 18

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 18
- 一般競争入札の実施（4件）…………… 19
- 総合評価落札方式一般競争入札の実施…………… 19
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 20
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定…………… 20
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 20

消 防

- 奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令…………… 20
- 屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件…………… 20

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 21

選 挙 管 理 委 員 会

- 農業委員会の委員の一般選挙における投票管理者等の変更…………… 21
- 農業委員会の委員の一般選挙における各選挙区の当選人の住所等…………… 21

農業委員会

○農地部会の招集.....22

条 例

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第25号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第19条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第23条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第45条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第47条の3第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第63条及び第65条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第90条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号エを削り、同条第3号ア中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号イ中「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)に、「を同法第

40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第7条の4中「附則第28条の3の2第1項」を「附則第28条の3第1項」に改める。

附則第21条及び第22条を次のように改める。

第21条 削除

(軽自動車税の税率の特例)

第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第28条の2第1項中「第19条及び第22条」を「第19条第1項及び第2項並びに第22条」に改める。

附則第28条の2の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第28条の2の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第28条の5の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第28条の6から第28条の7までを削り、附則第28条の8を附則第28条の6とし、附則第28条の9を附則第28条の7とし、附則第28条の10を附則第28条の8とする。

(奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市税条例の一部を改正する条例(平成25年奈良市条例第60号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「(附則第28条の3の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第1項中「租税特別措置法」の次に「(昭

和32年法律第26号)」を加え、同条第2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第23条の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例附則第4条の2及び第28条の2の3第2項の改正規定、附則第28条の6から第28条の7までを削り、附則第28条の8を附則第28条の6とし、附則第28条の9を附則第28条の7とし、附則第28条の10を附則第28条の8とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中奈良市税条例第90条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)附則第22条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中奈良市税条例第19条第5項及び附則第28条の5の2の改正規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中奈良市税条例第13条、第45条、第47条の3第1項及び附則第22条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第22条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中奈良市税条例附則第7条の4、第28条の2第1項及び第28条の2の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日
- (7) 第1条中奈良市税条例第63条及び第65条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第28条の2の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例附則第7条の4及び第28条の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第28条の2の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用

し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第23条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第90条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第22条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日以前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第22条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第90条及び新条例附則第22条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第90条第2号	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第22条の表以外の部分	第90条	奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条
新条例附則第22条の表第90条第2号の項	第90条第2号	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(平成26年7月2日揭示済)

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第26号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表帯解保育園の項中「奈良市柴屋町20番地」を「奈良市田中町412番地」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成26年7月2日揭示済）

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第27号

奈良市立応急診療所条例の一部を改正する条例

奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市立休日歯科応急診療所の項中「奈良市二条大路南一丁目1番30号」を「奈良市左京五丁目3番地の1」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成26年7月2日揭示済）

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第28号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（平成25年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ中「第208条の3」を「第208条の2」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成26年7月2日揭示済）

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第29号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号オ中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ク(ア)中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 母子・父子世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のない者であること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

(3) 前項第2号から第7号までの条件

第6条第3項第2号ア中「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 子育て世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

(2) 第1項第2号から第7号までの条件

第7条第1項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第3項中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第9条第3項を削る。

第10条第1項中「又は第3項」を削る。

第15条中「7日」を「14日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第1号オの改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（平成26年7月2日揭示済）

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第30号

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例

奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整発第26号）」を削る。

第5条第1項中「「小集落地区等改良事業制度要綱」を「「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」（平成14年3月29日国住整第1236号）による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整発第26号）」に改める。

別表の2の表横井地区改良住宅第二集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成26年7月2日揭示済）

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第31号

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 避難管理（第47条—第54条）」を「第6章 避難管理（第47条—第54条）」

第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第54条の2・第54条の2の2）」に、「第54条の2」を「第54条の2の3」に改める。

第19条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第20条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第22条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第23条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第54条の2を第54条の2の3とし、第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第54条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

ない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第54条の2の2 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第57条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第57条に次の1号を加える。

(8) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第61条に次の1号を加える。

(4) 第54条の2の2第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者

第62条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体を代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「同条の罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別表第7中「第54条の2」を「第54条の2の3」に改める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の奈良市火災予防条例第54条の2及び第54条の2の2の規定は適用しない。

(平成26年7月2日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第32号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第107の2項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年7月2日揭示済)

規 則

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第42号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第26号）の施行期日は、平成26年7月7日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年7月2日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第43号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第8項」を「第6条第9項」に改める。

第3条第2項第1号中「謄本」を「写し」に改める。

別記第2号様式中「7日」を「14日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年7月2日揭示済)

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第44号

奈良市火災予防規則の一部を改正する規則

奈良市火災予防規則（昭和37年奈良市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第54条の2第2項」を「第54条の2の3第2項」に改める。

第9条の2第1項中「第54条の2第1項」を「第54条の2の3第1項」に改め、同条を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第9条の2 条例第54条の2の2第2項の規定による提出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（別記第5号様式の4）を消防長に2通提出して行うものとする。
2 消防長は、前項の提出書を受理したときは、内容を審査し、その1通に届出済印を押し、必要事項を記入して返付する。

第14条第1項中「第6号まで」の次に「及び8号」を加え、「及び第6号」を「、第6号及び第8号」に改め、同項第5号中「露店開設届出書」を「消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある露店の開設届出書」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 露店等の開設届出書（別記第18号様式の2）

別記第5号様式の3の次に次の1様式を加える。

第5号様式の4(第9条の2関係)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日

(あて先) 奈良市消防長

届出者

住 所

(電話)

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

印

防火担当者

住 所

(電話)

氏 名

印

別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。

指 定 催 し の
開 催 場 所

指 定 催 し の 名 称

開 催 期 間

年 月 日から
年 月 日まで

開 催 時 間

開始 時 分
終了 時 分

1 日 当 た り の
人 出 予 想 人 員

露 店 等 の 数

使 用 火 気 等

コンロ等の火を使用する器具
その他 ()

ガソリン等の危険物

そ の 他 必 要 事 項

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 印のある欄には、該当の印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第16号様式中「露店開設届出書」を「消防隊の通行
その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある露店の開設届

出書」に改める。
別記第18号様式の次の次に1様式を加える。

第18号様式の2(第14条関係)
露店等の開設届出書

日 年 月 日		届出者住所 (電話)		分 分									
(あて先) 奈良市消防長		氏名		時 時									
開 設 期 間	日 月 年	日 月 年	業 務 管 理	開 始 時 間	終 了 時 間								
開 設 場 所													
催 しの 名 称													
開 設 店 数													
現 場 責 任 者 氏 名													
※ 受													
※ 付													
※ 受													
※ 付													
※ 受													
※ 付													

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

附 則
この規則は、平成26年8月1日から施行する。
(平成26年7月2日揭示済)

告 示

奈良市告示第464号
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。
なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。
平成26年7月1日
奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 工 事 名 庁舎北棟非常用発電機設置工事
- 工事場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- 工事期間 契約の日から平成27年3月25日までとする。
- 工事概要 電気設備工事一式 機械設備工事一式

建築工事一式

- 予定価格 195,000千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 最低制限モデル型算出価格 168,517千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略
(平成26年7月1日揭示済)

奈良市告示第465号
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。
なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。
平成26年7月1日
奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 工 事 名 鴻ノ池陸上競技場インフィールド改修その他工事
- 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号

- (3) 工事期間 契約の日から平成26年11月28日までとする。
- (4) 工事概要 インフィールド改修工事一式 建築主体工事一式 電気設備工事 一式
- (5) 予定価格 89,990千円 (消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 77,740千円 (消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市告示第466号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 頭首工整備工事(横井三丁目地内・八嶋樋井堰)
- (2) 工事場所 奈良市横井三丁目地内
- (3) 工期 契約の日から平成27年2月27日までとする。
- (4) 工事概要 水門設備設置
土工 一式
自動転倒ゲート設置 一基
制御盤設置 一基
- (5) 予定価格 33,370千円 (消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 27,648千円 (消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市告示第467号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 富雄北小学校他5校トイレ改修に伴う建築設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市富雄北一丁目13番6号他
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年10月31日までとする。
- (4) 業務概要 設計業務委託 小学校 トイレ改修31ヶ所955.76㎡
- (5) 予定価格 3,707千円 (消費税及び地方消費税を除く。)

く。)

- (6) 最低制限基準価格 2,842千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市告示第468号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良IC(仮称)周辺まちづくり計画策定業務委託
- (2) 業務場所 奈良市八条二丁目地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月25日までとする。
- (4) 業務概要 1. 事業計画の作成
2. 道路及び鉄道施設等の整備計画の検証
3. 奈良IC周辺まちづくり計画委員会の運営支援
4. 奈良IC周辺まちづくり計画(案)の作成
5. パブリックコメントの実施
6. 奈良IC周辺まちづくり計画の作成

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市告示第469号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 中央武道場耐震補強設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年2月27日までとする。
- (4) 業務概要 設計業務委託 武道場 1棟
- (5) 予定価格 3,139千円 (消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 2,471千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	大森高畑線	奈良市紀寺町765番3地先から	前	16.09~20.17	44.7	
		奈良市東紀寺町一丁目701番1地先まで	後	21.42~26.01	44.7	

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成26年7月1日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	大森高畑線	紀寺町765番3地先から 東紀寺町一丁目701番1地先まで	21.42~26.01	44.7	

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第472号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に

【通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105785	奈良市南袋町4番地	茶話本舗デイサービス奈良南袋亭	愛知県大府市中央町七丁目336番地	株式会社ヘルスケアグループ	平成26年6月30日

【介護予防訪問介護・訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970104572	奈良市西包永町2番地	一条訪問介護ステーション	奈良市西包永町2番地	株式会社一条	平成26年6月30日

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第475号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項、第53条第1項及び第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	

より公告します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託(二名一丁目地内・二名小学校通学路)ほか1件(各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第473号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

道路新設工事(針町地内・一本松小倉線)ほか13件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第474号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護予防サービス事業者及び指定介護老人保健施設を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1項、第115条の10第1号及び第104条の2第1号の規定により公示します。

平成26年7月1日

奈良市長 仲川 元庸

2960190292	奈良市八条四丁目643番地	社会福祉法人恩賜財団済生会 奈良病院訪問看護ステーション 野の花	奈良県橿原市大久保町320番 地11	社会福祉法人恩賜財団済生会 奈良県支部	平成26年 7月1日
2970106551	奈良市右京一丁目四番地	ひまわり介護支援センター	奈良市右京一丁目四番地	医療法人ひまわり会	平成26年 7月1日
2970106569	奈良市法蓮町410番地の2	訪問介護ステーション八重桜	奈良市法蓮町410番地の2	株式会社八重桜	平成26年 7月1日
2950180063	奈良市石木町799番地	介護老人保健施設エリシオン 石木の里	奈良県北葛城郡広陵町馬見南 四丁目1番18号	医療法人良成会エリシオンク リニック	平成26年 7月1日
2970106577	奈良市鶴舞西町2-50エスバ イエルマンション学園前 107号室	エリシオン介護ステーション 奈良	奈良県北葛城郡広陵町馬見南 四丁目1番18号	医療法人良成会エリシオンク リニック	平成26年 7月1日

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号
1 指定年月日 平成26年7月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。
平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100579	特定非営利活動法人 かかしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目3-21	相談支援センターか かし	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目3-21	計画相談支 援

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定
1 指定年月日 平成26年7月1日

する指定一般相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示します。
平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100421	社会医療法人平和会	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田 町一丁目7-1	相談支援事業所リベ ルテ	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田 町一丁目5-53	地域移行支 援 地域定着支 援

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する
1 廃止年月日 平成26年6月30日

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。
平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101506	株式会社一条	630-8287	奈良県奈良市西包永町2	一条訪問介護ステー ション	630-8287	奈良県奈良市西包永町2	居宅介護 重度訪問介 護

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第479号

平成26年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。
平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成26年7月1日掲示済)

奈良市告示第480号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成26年7月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年7月1日
- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

(平成26年7月1日揭示済)

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成26年7月1日揭示済)

奈良市告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成26年7月1日
奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年5月19日 奈良市指令都整開 第13A-60号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年7月1日 第1414号
公共施設 平成26年7月1日 第662号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市二名平野一丁目2134番1の一部、2134番2の一部、2135番1、2136番、2137番1、2138番1、2139番1、2140番1及び2141番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区梅田三丁目3番10号
JX日鉱日石エネルギー株式会社
関西支店 支店長 吉宗 雅史
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市二名平野一丁目2141番1の一部

奈良市告示第482号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成26年7月3日
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年7月3日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成26年7月3日揭示済)

奈良市告示第483号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。
平成26年7月4日
奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略
(平成26年7月4日揭示済)

奈良市告示第484号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。
平成26年7月4日
奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	第4期奈良市障害福祉計画策定業務
業務内容	障害者総合支援法に基づく国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として「第4期奈良市障害福祉計画」を策定する。計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間。
委託期間	契約の日から平成27年3月31日まで
契約形式	委託契約

以下省略
(平成26年7月4日揭示済)

奈良市告示第485号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成26年7月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年7月7日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成26年7月7日揭示済)

奈良市告示第486号

- 1 この督促状の発送年月日及び納期限
調定年度及び税目 期別 発送年月日 納期限
平成25年度市・県民税 第3期 平成25年11月20日 平成25年12月2日
平成25年度市・県民税 第4期 平成26年2月20日 平成26年2月28日
平成25年度市・県民税 第4期 納期変更分 平成26年3月20日 平成26年3月31日
平成25年度固定資産税・都市計画税 第3期 平成25年12月20日 平成26年1月6日
平成25年度固定資産税・都市計画税 第4期 平成26年3月20日 平成26年3月31日
- 2 この公示送達により変更した後の納期限
平成26年7月24日
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略
(平成26年7月7日揭示済)

奈良市告示第487号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。
平成26年7月8日
奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市林小路町1番地1
申請者氏名	株式会社 ビルド 代表取締役 堀 良一
道路の位置	奈良市法華寺町629番及び631番の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	34.94m
指定年月日	平成26年7月8日
指定番号	第H2602号

(平成26年7月8日揭示済)

奈良市告示第488号

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。
平成26年7月8日
奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

平成25年度市・県民税第3期、第4期、第4期(納期変更分)及び平成25年度固定資産税・都市計画税第3期、第4期督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。
なお、この公示送達に係る関係書類は、納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。
平成26年7月7日
奈良市長 仲川元庸

- 1 件名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付
- 2 貸付期間 平成26年8月8日から平成28年7月31日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
⑩	奈良市西部生涯スポーツセンター	1階エントランスホール	2.01㎡	1	416,544円
		2階スタンド軒下	4.02㎡	2	
	奈良市平城第二テニスコート	管理棟前	2.01㎡	1	
	奈良市南部生涯スポーツセンター	体育館北側通路	2.01㎡	1	

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、2年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

以下省略

(平成26年7月8日揭示済)

奈良市告示第489号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。
平成26年7月9日
奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良市立奈良診療所	奈良県奈良市二条大路南一丁目1番28号	平成26年3月31日

(平成26年7月9日揭示済)

奈良市告示第490号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のと

おり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年7月9日

奈良市長 仲川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成26年7月1日
名称	主たる事務所の所在地		
優花居宅介護支援センター	奈良県奈良市若葉台一丁目7番1号		
株式会社 優花	奈良県奈良市若葉台一丁目7番1号		

(平成26年7月9日揭示済)

奈良市告示第491号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止し

た旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年7月9日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地	柔道整復	平成26年6月30日
野島 竜一			
あすか鍼灸整骨院(野島竜一)	奈良県奈良市大豆山町5番地		

(平成26年7月9日揭示済)

奈良市告示第492号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定

により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年7月9日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	柔道整復	平成26年7月1日
野島 竜一			
あすか鍼灸整骨院(野島竜一)	奈良県奈良市大豆山町5番地		

(平成26年7月9日揭示済)

(平成26年7月9日揭示済)

奈良市告示第493号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、その案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができます。

平成26年7月9日

奈良市長 仲川 元 庸

変更案

	変 更 前	変 更 後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	中町の一部	菅野台

別図1及び別図2 省略

奈良市告示第494号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、その案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができます。

平成26年7月9日

奈良市長 仲川 元 庸

変更案

	変 更 前	変 更 後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	疋田町の一部	あやめ池南八丁目

別図1及び別図2 省略

(平成26年7月9日揭示済)

奈良市告示第495号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、その案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができます。

平成26年7月9日

奈良市長 仲川元庸

変更案

	変更前	変更後
区域	別図1のとおり	別図2のとおり
名称	二名町及び押熊町の各一部	中登美ヶ丘五丁目

別図1及び別図2 省略

(平成26年7月9日揭示済)

奈良市告示第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年7月10日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成26年2月7日 奈良市指令都整開 第13A-52号
平成26年7月9日 奈良市指令都整開 第13A-52-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年7月10日 第1415号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町1429番2、1429番3、1431番2、1436番、1657番2、1658番2、1660番1の一部、1661番1、1662番及び1961番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県天理市岩室町53番地1
有限会社石橋建築総合設計事務所
代表取締役 石橋 豊

(平成26年7月10日揭示済)

奈良市告示第497号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年7月10日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成26年7月10日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年7月10日揭示済)

奈良市告示第498号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年7月11日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成26年5月22日 奈良市指令都整開 第14A-5号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年7月11日 第1416号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市五条西一丁目1008番1の一部、1009番、1010番及び1014番の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市五条畑二丁目1番2号
澤田 眞一

(平成26年7月11日揭示済)

奈良市告示第499号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年7月14日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成26年7月12日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年7月14日揭示済)

奈良市告示第500号

平成26年奈良市農業委員会7月定例総会を次のとおり招集します。

平成26年7月14日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 日時 平成26年7月23日(水曜日)午後2時
- 2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所北棟6階第22会議室
- 3 付議すべき事項・報告
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 副会長の選任について
 - (3) 議案
 - 第1号 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について
 - (4) 報告
 - 第1号 平成27年度農業施策に関する要望書について

(平成26年7月14日揭示済)

奈良市告示第501号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年7月14日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号

平成20年8月25日	奈良市指令都整開	第08A-24号
平成22年12月10日	奈良市指令都整開	第08A-24-1号
平成24年7月3日	奈良市指令都整開	第08A-24-2号
平成24年10月12日	奈良市指令都整開	第08A-24-3号
平成25年9月13日	奈良市指令都整開	第08A-24-4号
平成25年10月18日	奈良市指令都整開	第08A-24-5号
平成26年7月2日	奈良市指令都整開	第08A-24-6号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為	平成26年7月14日	第1417号
公共施設	平成26年7月14日	第663号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市佐保台一丁目3571番159、3571番160、3571番161、3571番162、3571番163、3571番164、3571番165、3571番166、3571番228及び3571番258(3工区)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上汐三丁目五-二十四 小幡ビル
大阪不動産協同組合 理事長 土岐静男

5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路
奈良市佐保台一丁目3571番228
- (2) 下水道
奈良市佐保台一丁目3571番228の一部
- (3) 公園
奈良市佐保台一丁目3571番258
(平成26年7月14日揭示済)

奈良市告示第502号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 入札に付する事項
道路改良工事(北之庄町地内・北之庄八島線)ほか14件(各工事の工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第503号

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 (仮称)帯解こども園園舎新築その他工事
 - (2) 工事場所 奈良市柴屋町20番地
 - (3) 工期 契約の日から平成27年3月20日まで
 - (4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式 機械設備工事一式
 - (5) 予定価格 339,540千円(消費税及び地方消費税を除く。)
 - (6) 最低制限モデル型算出価格 294,452千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第504号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市

規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件
(土地5件)

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積 (㎡)	予定価格	入札保証金
土地-5	奈良市古市町(1)	古市町	1215-17	宅地	198.38	694万円	70万円
土地-6	奈良市古市町(2)	古市町	1647-10	宅地	209.89	720万円	72万円
土地-7	奈良市古市町(3)	古市町	1647-11	宅地	255.56	851万円	86万円
土地-8	奈良市古市町(4)	古市町	1673-11	宅地	243.29	779万円	78万円
土地-9	奈良市古市町(5)	古市町	1673-12	宅地	186.61	646万円	65万円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第505号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 焼却炉棟3、4号炉側構造改修工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成27年3月17日までとする。
- (4) 工事概要 1、3、4号炉床スラブ改修工事

2, 建築設備類移設復旧工事

3, 建築関係各種測定

(5) 予定価格 44,403千円(消費税及び地方消費税を除く。)

(6) 最低制限基準価格 39,211千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第506号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ほおのき皮フ科	奈良県奈良市中山町西四丁目456番地1 T. Sビル2階	平成26年5月31日
森川内科医院	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目2番16号	平成26年5月31日
セイコー薬局	奈良県奈良市南紀寺町四丁目103-7	平成26年3月31日
公益社団法人 奈良県看護協会立桜が丘訪問看護ステーション	奈良県奈良市七条二丁目789番地	平成26年4月30日

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第507号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありました

たので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
医療法人 松井内科医院	奈良県奈良市秋篠早月町9-1-104	平成26年6月20日

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第508号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により

医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ほおのき皮フ科	奈良県奈良市中山町西四丁目456番地1 T. Sビル2階	平成26年6月1日
医療法人 森川内科医院	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目2番16号	平成26年6月1日

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第509号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の

規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成26年4月30日 平成26年4月30日
名称	主たる事務所の所在地		
公益社団法人 奈良県看護協会立 桜が丘訪問看護ステーション	奈良県奈良市七条二丁目789番地		
公益社団法人 奈良県看護協会	奈良県橿原市四条町288番地 8		

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第510号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のと

おり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年5月1日 平成26年5月1日
名称	主たる事務所の所在地		
平野歯科医院	奈良県奈良市中山町西四丁目456-1 T、Sビル102		
平野 照雄	奈良県奈良市青山五丁目1-29		
なでし子	奈良県奈良市椿井町53-2	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成26年4月1日 平成26年4月1日
特定非営利活動法人 おちゃわんでーす	奈良県奈良市椿井町53-2		

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市告示第511号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年7月15日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成26年7月15日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年7月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第26号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成26年7月1日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供しま

す。

平成26年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年7月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市二名四丁目、二名五丁目、大森西町及び南京終町四丁目の各一部
- 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第1幹線-6	奈良市二名四丁目1419-4	奈良市二名四丁目1316-5
二名第1幹線-7	奈良市二名四丁目1316-6	奈良市二名四丁目1316-6
二名第1幹線-8	奈良市二名四丁目1419-7	奈良市二名四丁目1419-4
二名第1幹線-9	奈良市二名五丁目1604-3	奈良市二名五丁目1610-4
大森幹線-76	奈良市大森西町2街区-6	奈良市大森西町2街区-11
大森幹線-77	奈良市大森西町3街区-6	奈良市大森西町3街区-8
大森幹線-78	奈良市大森西町2街区-6	奈良市大森西町4街区-17
大森幹線-79	奈良市大森西町2街区-6	奈良市大森西町4街区-17
大安寺第1幹線-241	奈良市南京終町四丁目338-1	奈良市南京終町四丁目346-4

- 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成26年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第27号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 入札物件 無試葉形残留塩素計の購入
- 2 入札物件の詳細 別紙仕様書のとおり
- 3 納入期限 契約日から2か月以内
- 4 納入場所 奈良市奈良阪町地内、奈良市企業局緑ヶ丘浄水場内

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第28号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 業務名 大洲配水池耐震補強工事に伴う設計業務委託
- 2 業務場所 奈良市中登美ヶ丘一丁目地内
- 3 業務期間 契約日から平成27年2月27日まで
- 4 業務概要 配水池耐震補強工事の設計業務
配水池容量：5,000m³
配水池面積：1,100m²
- 5 予定価格 9,880千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 7,570千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第29号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈

良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

口径100耗配水支管改良工事、奈良市鳥見町一丁目～富雄元町四丁目地内ほか1件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第30号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

東部第2-2地区管路施設工事(大保)32工区・15工区(単独)ほか1件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第31号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成26年7月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 緑ヶ丘浄水場急速ろ過池設備改良工事
- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工期 契約の日から平成30年2月28日まで
- 4 主要施設 急速ろ過池設備
- 5 工事概要 ア 機械設備工事 一式
イ 電気設備工事 一式
ウ 耐震補強工事 一式
- 6 予定価格 976,592千円(消費税及び地方消費税を除く。)

7 最低制限モデル型算出価格 843,209千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年7月1日揭示済)

奈良市企業局告示第32号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年7月9日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
家・水工房創楽	榑 進	奈良市五条町17番28号	平成26年7月8日

(平成26年7月9日揭示済)

奈良市企業局告示第33号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年7月9日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
家・水工房創楽株式会社	代表取締役 榑 進	奈良市五条町17番28号	平成26年7月8日

(平成26年7月9日揭示済)

奈良市企業局告示第34号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

口径100耗配水支管改良工事、奈良市法蓮町地内ほか2件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年7月15日揭示済)

奈良市企業局告示第35号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年7月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

公共下水道築造工事(単4)山陵町地内他1箇所(私道)(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年7月15日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第6号

全 職 員

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月7日

奈良市消防局長
酒井 孝 師

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令奈良市消防事務専決規程(昭和58年奈良市消防長訓令甲第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号を次のように改める。

(6) 奈良市火災予防条例(昭和37年奈良市条例第12号)第54条の2の指定、第54条の2の2第2項の提出並びに第56条、第57条、第57条の2第1号及び第2号、第57条の3、第58条並びに第59条の届出の処理

附 則

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

(平成26年7月7日揭示済)

奈良市消防局告示第3号

奈良市火災予防条例(昭和37年奈良市条例第12号)第54条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち大規模なものは、次に掲げる要件を満たすものとし、平成26年8月1日から施行します。

平成26年7月7日

奈良市消防局長
酒井 孝 師

- 1 奈良公園周辺を会場とする催しであること。
- 2 1日当たりの人出予想が10万人を超える規模の催しであること。
- 3 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

(平成26年 7月 7日 揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第10号

平成26年 7月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成26年 7月 3日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

- 1 日時
平成26年 7月 8日（火） 午前10時00分から
- 2 場所
奈良市役所 北棟 6階 第21会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 1 教育長報告
 - (1) 奈良市の地域教育を考える委員会委員の委嘱又は任命について
 - 2 議事

議案第26号 奈良市教育ビジョン懇話会委員の委嘱又は任命について

議案第27号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱又は任命について

議案第28号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について

議案第29号 人事について

議案第30号 平成26年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

議案第31号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第32号 奈良市立幼稚園における学校評議員の委嘱について
 - 3 その他
 - (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 6月～7月

傍聴受付は、開催日の午前 9 時00分から午前 9 時50分までです。定員は 5 名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成26年 7月 3日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第28号

平成26年 7月 6日 執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更しました。

平成26年 7月 1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

- 1 解任する者

- 第 1 選挙区 第 1 投票区 投票所 投票管理者
奈良市雑司町39番地 栗原 健二
- 第 1 選挙区 第 3 投票区 投票所 投票管理者
奈良市六条一丁目37番 8 号 豊田 實
- 第 1 選挙区 第 5 投票区 投票所 投票管理者
奈良市雑司町28番地 鍵田 善則
- 第 2 選挙区 第 14 投票区 投票所 投票管理者
奈良市山陵町224番地 奥田 晴久

- 第 1 選挙区 第 5 投票区 投票所 投票管理者の職務を代理すべき者
奈良市秋篠町750番地 野田 敬雄
- 第 4 選挙区 第 31 投票区 投票所 投票管理者の職務を代理すべき者
奈良市邑地町3062番地の 1 平尾 龍男

- 2 選任する者

第 1 選挙区 第 1 投票区 投票所 投票管理者
奈良市雑司町28番地 鍵田 善則

第 1 選挙区 第 3 投票区 投票所 投票管理者
奈良市山陵町224番地 奥田 晴久

第 1 選挙区 第 5 投票区 投票所 投票管理者
奈良市雑司町39番地 栗原 健二

第 2 選挙区 第 14 投票区 投票所 投票管理者
奈良市六条一丁目37番 8 号 豊田 實

第 1 選挙区 第 5 投票区 投票所 投票管理者の職務を代理すべき者
奈良市邑地町3062番地の 1 平尾 龍男

第 4 選挙区 第 31 投票区 投票所 投票管理者の職務を代理すべき者
奈良市秋篠町750番地 野田 敬雄

(平成26年 7月 1日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第29号

平成26年 7月 6日 執行の奈良市農業委員会委員一般選挙の第 1 選挙区、第 2 選挙区、第 3 選挙区、第 4 選挙区及び第 5 選挙区における当選人の住所及び氏名は次のとおりです。

平成26年 7月 6日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

- 第 1 選挙区 別紙のとおり
- 第 2 選挙区 別紙のとおり
- 第 3 選挙区 別紙のとおり
- 第 4 選挙区 別紙のとおり
- 第 5 選挙区 別紙のとおり

第 1 選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市五条町17番15号	吉村 信男
奈良県奈良市法蓮町654番地の 1	大西 崇夫
奈良県奈良市尼辻南町 2 番24号	北中 正純

奈良県奈良市大安寺四丁目4番30号	武野義男
奈良県奈良市白毫寺町175番地	中田武文
奈良県奈良市般若寺町201番地	平田芳道

第2選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市石木町274番地	今中初雄
奈良県奈良市菅原町596番地	長谷川義廣
奈良県奈良市山陵町219番地	加藤次夫
奈良県奈良市秋篠町905番地の1	嶋田圭堂
奈良県奈良市三碓四丁目3番2号	大畑 稔

第3選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市八島町250番地	今里勝亮
奈良県奈良市今市町427番地	松村 檀太郎
奈良県奈良市北之庄町394番地	山中 浩
奈良県奈良市東九条町252番地の3	谷口清志
奈良県奈良市南永井町213番地	大西繁實
奈良県奈良市中畑町401番地	巽 一孝

第4選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市狭川東町175番地	岡田嘉文
奈良県奈良市日笠町648番地	中尾義永
奈良県奈良市南庄町358番地	辰巳 貢
奈良県奈良市阪原町1725番地	中田清文
奈良県奈良市水間町1102番地	須川章夫
奈良県奈良市柳生町67番地	荻田精吾
奈良県奈良市大柳生町1601番地	山中正三

第5選挙区

住 所	氏 名
奈良県奈良市針町3291番地	西井 隆
奈良県奈良市都祁白石町2979番地の2	吉井茂次
奈良県奈良市都祁相河町124番地	藤岡正則
奈良県奈良市市ヶ瀬桃香野4461番地	久保田清隆
奈良県奈良市市ヶ瀬長引町436番地の1	小西 功
奈良県奈良市荻町795番地	今井勝美

(平成26年7月6日掲示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成26年7月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成26年7月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡田嘉文

- 日時
平成26年7月14日（金）午後1時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 事業計画変更について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（6月専決処理分）
- (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (7) 知事許可について（6月許可分）
- (8) 非農地証明について（6月分）

(平成26年7月7日掲示済)